

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書

加齢に伴う難聴は、日常生活を不便にし、症状の進行により人とのコミュニケーションが難しくなることで、高齢者の社会的孤立やうつ病、認知症につながるのではないかと考えられている。

また、平成27年に策定された認知症施策推進総合戦略においては、難聴は、加齢や遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷等と併せて、認知症の危険因子とされている。

しかし、日本において補聴器の価格は、安価なものでも片耳で数万円、高価なものでは数十万円にもなるが、保険適用はされず、全額自己負担となるため、低所得者にとっては補聴器の購入が困難な状況であり、そのことで補聴器使用率が欧米諸国と比べて低い要因となっている。

現在の補装具費支給制度は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、障害者手帳を所持する両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象となっている。41デシベル以上の中等度以下の難聴者に対しては、購入後に医療費控除は受けられるものの、その対象は僅かで、購入者の約9割は自費で購入せざるを得ない状況にある。

よって、政府においては、「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の結果を早期に取りまとめ、加齢性難聴者に対する補聴器購入について、補装具費支給制度の対象の見直しや新たな公的支援制度を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月29日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
財務大臣